

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

平成19年5月8日

広島県知事 藤 田 雄 山

県一般19第18号

1 調達内容

(1) 事業名称

広島県東部運転免許センター整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業概要

落札者が特別目的会社を設立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、庁舎、附属施設、技能試験コース、駐車場及びこれらに附帯する設備・工作物（以下「本施設」という。）の設計業務、建設業務及び維持管理業務並びに食堂・売店等の運営業務を行う。

(3) 事業期間

契約締結日から平成42年3月31日まで（全体契約期間約22年）

(4) 予定価格

2,976,330,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まず、物価変動を見込まない。）

(5) 事業場所

広島県福山市瀬戸町大字山北54番2

広島県福山市津之郷町大字加屋58番2外1筆

(6) 入札方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法による。

(7) 入札書の記載方法等

入札書に記載された入札金額は、4(2)の入札説明書等に含まれる事業契約書（案）における事業契約約款別紙10「サービス購入料の金額と支払方法」に示すサービス購入料の合計額とする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募グループは、その構成員から代表企業1社を定めるものとする。

ウ 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は、提案書等の提出時において協力会社として明記すること。

エ 応募企業又は応募グループの構成員及び協力会社は、この入札に参加する他の応募グループの構成員及び協力会社となることはできない。

オ 一次審査書類提出以降、応募グループの構成員及び協力会社の変更又は追加は認め

ない。ただし、やむを得ないと県が認めた場合に限り、構成員及び協力会社の変更又は追加を認めるものとするが、この場合であっても代表企業の変更は認めない。

カ 応募グループで申し込む場合には、一次審査書類提出時及び二次審査書類提出時に代表企業を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

(2) 応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の参加資格制限

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社は、以下の参加資格制限を満たすことが必要である。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要綱等に基づく指名除外を受けていない者であること。

ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていない者であること。

エ 次の法律の規定による手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）

(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）

オ 最近 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。

(ア) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。

(イ) 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。

(ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。

a 暴力団の威力を背景に、暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者

b 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

キ 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと。

(ア) 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

a 株式会社エイトコンサルタント（岡山県岡山市津島京町三丁目 1 番 21 号）

b あさひ法律事務所（東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号）

(イ) 関連会社とは、次の者をいう。

a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者

c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

ク 技術、財務、金融等の専門家及び学識経験者で構成される「広島県東部運転免許セ

ンター整備事業に伴うPFI事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員本人、委員が属する企業と資本面又は人事面において関連がないこと。

関連がないこととは、次の条件をいう。

(ア) 委員が役員(公益法人の場合にあっては、理事である場合を含む。)又は職員でないこと。

(イ) 委員が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと又はその出資総額の100分の50を超える出資をしていないこと。

ケ 広島県知事が所管する公益法人でないこと。

(3) 各業務に当たる者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、維持管理及び食堂運営の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすことが必要である。

ア 設計業務に当たる者

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 一次審査書類の提出期限日において有効な、県の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている建築関係建設コンサルタントの格付がAであること。

イ 建設業務のうち建築工事に当たる者

建設業法第2条第1項に規定する建設工事のうち建築一式工事について、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。なお、共同企業体として応募するときは、共同企業体又はその構成者が、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

(ア) 建設業法第15条の規定によって、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること(一次審査書類提出期限日において、5年以上の期間、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。)

(イ) 一次審査書類提出期限日において有効な、県の建設工事入札参加資格者名簿(以下「工事資格」という。)に登載されている建築一式工事に係る格付が、Aである者又はA・A若しくはA・Bの組合せによる共同企業体であること。

(ウ) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で1名以上配置できること(共同企業体の場合は、代表者に限る。)

a 一級建築士又は一級建築施工管理技士

b 建築一式工事について、次のいずれかに該当する者であること。

(a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

(b) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

(c) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

(エ) 共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと。

a 施工の方式は、共同企業体の各構成者が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること。

b 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。ただし、格付の異なる者の間では、上位格付の者とする。

c 構成者の出資比率の最小限度は30パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成者中最大とすること。

d 共同企業体を結成した構成者は、他の入札参加者の構成員(他の入札参加者の

構成員である共同企業体の構成員を含む。)でないこと。

e 共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で1名以上配置できること。

(a) 一級建築士又は一級建築施工管理技士

(b) 建築一式工事について、次のいずれかに該当する者であること。

- ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ウ 建設業務のうち一般土木工事に当たる者

(ア) 建設業法第15条第1項の規定により、土木工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

(イ) 工事資格の土木一式工事に係る格付がA又はBであること。

(ウ) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で1名以上配置できること。

a 一級土木施工管理技士

b 土木一式工事について、次のいずれかに該当する者であること。

- (a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- (b) 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
- (c) 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受け、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

エ 建設業務のうち上記イ・ウ以外の工事に当たる者

(ア) 電気工事及び管工事に当たる者

a 建設業法第3条第1項の規定によって、当該建設工事の種類に応じた許可を受けている者であること。

b 工事資格の電気工事及び管工事に係る格付がAであること。

(イ) 上記以外の工事に当たる者

建設業法第3条第1項の規定によって、当該建設工事の種類に応じた許可を受けている者であること。

オ 維持管理業務に当たる者

一次審査書類提出期限日において有効な、県の委託・役務業務競争入札参加資格(以下「委託業務資格」という。)により、次に掲げる業種の認定を受けている者であること。

(ア) 施設管理業務

- a 建築物総合清掃(一般)
- b 空気環境測定
- c ねずみ害虫駆除

(イ) 設備保守業務

- a 空調設備保守・点検
- b 電気設備保守・点検
- c 消防設備保守・点検
- d エレベーター保守・点検

カ 食堂運營業務に当たる者

委託業務資格の給食業務で、学校給食、病院給食又はその他の業種の認定を受けている者のうち、次の要件に該当する者であること。

- (ア) 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成 12 年広島県条例第 11 号）別表第 3 に規定する飲食店営業一類の基準に合う施設を有すること。
- (イ) 「食品衛生監視票について(平成 16 年 4 月 1 日付け食安発第 0401001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)」に基づく食品衛生監視票の合計点数が 85 点以上であること。

なお、食品衛生監視票は、参加資格確認基準日における過去 1 年以内のものとする。

(4) 入札参加資格の審査の申請手続

ア 入札資格を有しない者の資格審査申請

本件入札への参加を希望する者で、上記(3)に示す資格を有しない者は、次のとおり入札参加資格の申請を行うこと。

イ 申請期間

- (ア) 上記(3)ア、イ、ウ及びエに該当する者

平成 19・20 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査及び平成 19・20 年度建設工事入札参加資格審査の追加申請により、申請を行うこと。

【申請期間】平成 19 年 5 月 21 日(月)から平成 19 年 5 月 25 日(金)まで

- (イ) 上記(3)オ及びカに該当する者

平成 19・20 年委託・役務業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請により、申請を行うこと。

【申請期間】平成 19 年 5 月 21 日(月)から平成 19 年 5 月 25 日(金)まで

ウ 申込書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先

- (ア) 上記イ(ア)に係る申請に関する事項

広島県土木部総務管理局建設産業室(広島県庁舎北館 6 階)

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話 (082)513-3821(ダイヤルイン)

- (イ) 上記イ(イ)に係る申請に関する事項

広島県総務部財務局財産管理室(広島県庁舎本館 3 階)

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

電話 (082)513-2315(ダイヤルイン)

3 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認基準日は、次のとおりとする。

なお、落札者決定日までに入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

- (1) 上記 2 (2)に示す入札参加資格制限 : 入札公告日
- (2) 上記 2 (3)に示す入札参加資格要件 : 一次審査書類の提出期限日

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部総務部施設課施設第一係 (広島県庁舎東館 15 階)

電話 (082)228-0110 内線 2277

ファクシミリ (082)223-3023

電子メール keizen04@police.pref.hiroshima.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

平成19年5月8日(火)から平成19年5月17日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、随時交付する。

イ 入手方法

上記(1)の場所で直接受け取るか、又は広島県警察ホームページ(以下「県警ホームページ」という。)から入手すること。

県警ホームページアドレス <http://www.police.pref.hiroshima.jp/>

(3) 入札説明会等の日時及び場所等

ア 入札説明会

(ア) 日時

平成19年5月21日(月)午後1時から午後2時まで

(イ) 場所

広島県福山市津之郷町大字加屋58番地2
広島県警察本部広島県自動車運転免許福山試験場

(ウ) 申込方法

平成19年5月18日(金)までに、申込書に記入の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

なお、申込書の様式は、県警ホームページにも掲載する。

(エ) 申込先

上記(1)の場所

イ 事業予定地の見学会

(ア) 日時

平成19年5月21日(月)午後2時から午後3時まで

(イ) 場所

広島県福山市津之郷町大字加屋58番地2
広島県警察本部広島県自動車運転免許福山試験場

(ウ) 申込方法

上記ア(ウ)の方法による。

(エ) 申込先

上記(1)の場所

(4) 一次審査書類の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成19年6月20日(水)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所

上記(1)の場所

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(5) 一次審査結果の通知

一次審査結果の通知は、応募企業又は応募グループの代表企業に対して、書面により、入札参加資格審査に係る審査結果の通知については7月4日(水)までに、内容審査Iに係る審査結果の通知については平成19年7月20日(金)までに発送する。

(6) 一次審査結果で失格となった場合の理由説明

一次審査の結果、失格となった者は、書面により次のとおり理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間

平成 19 年 7 月 23 日（月）から平成 19 年 8 月 6 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 提出場所

上記(1)の場所

ウ 提出方法

説明要求の書面（様式自由。ただし、代表企業代表者印を押印すること。）を持参により提出すること。

エ 回答期限

県は理由の説明を求められたときは、平成 19 年 8 月 13 日（月）までに回答する。

(7) 二次審査書類の提出日時、場所及び方法

ア 提出日時

平成 19 年 9 月 21 日（金）午前 10 時

イ 提出場所

上記(1)の場所

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(8) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成 19 年 9 月 21 日（金）午後 1 時 30 分

イ 場所

広島市中区基町 9 番 42 号

広島県警察本部 17 階小会議室（広島県庁舎東館）

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札参加者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を入札前までに県に納付すること。ただし、次のア又はイに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が、入札保証金額に相当する金額以上を保険金額とし、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保証証券を県に提出した場合

イ 応募企業又は応募グループの代表企業が、上記 2 (3) アからカまでのいずれかの者である場合

(3) 契約保証金

選定事業者は、事業契約書に定めるサービス購入料 1 の総額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10 パーセントに相当する金額以上の契約保証金を、本契約締結時に県に納付する。ただし、選定事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の 80 パーセントが契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは広島県知事が確実と認める社債又は広島県知事が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和 27 年法律第 184 号〕第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を差し入れることができる。

また、選定事業者が、事業契約書に定めるサービス購入料 1 の総額及び当該額に係る消費税相当額の合計額の 10 パーセントに相当する金額以上の額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険を付保した上で、その保険証券を本契約の成立と同時に県に

提出した場合、契約保証金の納付を免除する。

なお、維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。

(4) 入札者に求められる義務

本件の一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した必要な書類を添付して入札書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、契約を担当する職員から当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

次の各項目に該当する入札は、無効とする。

ア 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき。

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

ウ 入札参加者が二以上の入札をしたとき。

エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。

オ 入札参加者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。

カ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札をしたとき。

キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。

ク その他広島県契約規則(昭和39年広島県規則第32号)第21条各号に該当するとき。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

上記1(4)に定める予定価格の制限の範囲内で、審査委員会において作成し広島県が定めた落札者決定基準に基づき審査委員会が評価した結果を受けて、広島県が落札者を決定する。

なお、落札者決定基準は、県警ホームページに掲載する。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 広島県議会の議決

本事業契約を締結するには、広島県議会の議決を要する。

(10) その他

この調達契約は、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける。

書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

提出された書類は、返却しない。

詳細は、入札説明書等による。

6 問い合わせ先

広島県警察本部総務部施設課施設第一係

〒730-8507 広島市中区基町9番42号

電話 (082)228-0110 内線 2277

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

PFI-based design, construction, maintenance and operation of the new East Area Driver's License Center of the Hiroshima Prefectural Police('Hiroshimaken Tobu Unten Menkyo Center')

(2) Time-limit for the submission of preliminary tender documents:

5:00P.M. 20. June, 2007

(3) Time-limit for the submission of tender documents for the second screening :

10:00A. M. 21. September, 2007

(4) Contact point for tender documentation:

Facilities Section, General Affairs Department, Hiroshima Prefectural Police
Headquarters

9-42 Motomachi, Naka-ku, Hiroshima City 730-8507 Japan

TEL : 082-228-0110 (Ext. 2277)